

出勤手当の支給方法

- 全ての団員に対し、直接支給している団体数（下記①）は全国で606団体（36.0%）。
- また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性により支給方法を分けている（下記④～⑦）。

【出勤手当の支給方法】

支給方法	団体数（割合）
① 個人に直接支給	606（36.0%）
② 団（分団・部等を含む）経由で個人に支給	369（21.9%）
③ 団（分団・部等を含む）に支給	382（22.7%）
④ ①及び② ※1	147（8.7%）
⑤ ①及び③ ※2	153（9.1%）
⑥ ②及び③ ※3	16（1.0%）
⑦ ①、②及び③ ※4	10（0.6%）

※1：分団長以上及び女性団員は直接支給、その他の団員は分団経由で個人支給 等

※2：女性団員及び機能別団員は直接支給、その他の基本団員は分団に支給 等

※3：操法大会訓練に係る手当は分団経由で個人支給、その他の手当は分団に支給 等

※4：団長、副団長及び機能別団員は直接支給、女性団員は分団経由で個人支給、その他の団員は分団に支給 等